

◆入所の流れと契約について

入所の流れは次のとおりです。

- ① 整形外来を受診し、リハビリ入所の可否が決定(担当医診断書交付)
- ② 入所日の決定、入所児支援係にて入所案内、見学
- ③ 入所受給者証・障害児医療受給者証申請
(担当医の診断書、健康保険証の写し、住民票、市町村民の課税証明書、母子手帳を添えて保護者の方が子ども相談センターへ申請してください)
- ④ 入所の2週間前に整形外来を受診
入所児支援係にて当センターの重要事項説明、契約をします
病棟にてお子さんの状態等について聞き取りを行います

【契約に必要なもの】

- 入所受給者証
- 健康保険被保険者証
- 身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの方のみ)
- 印鑑
- 障害児医療受給者証
- 福祉医療受給者証

【子ども相談センター一覧】

- ・中央子ども相談センター 電話:058-201-2111(代表)
(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)
- ・西濃子ども相談センター 電話:0584-78-4838(代表)
(大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町)
- ・中濃子ども相談センター 電話:0574-25-3111(代表)
(関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町)
- ・東濃子ども相談センター 電話:0572-23-1111(代表)
(多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市)
- ・飛騨子ども相談センター 電話:0577-32-0594(代表)
(高山市、飛騨市、下呂市、白川村)